



畜産農家の皆様へ（牛編）

「口蹄疫」などの家畜の伝染性疾患の侵入を防ぐために
「**発生予防**」と「**早期発見・通報**」を徹底しましょう

- ◇畜舎とその周りを「**衛生管理区域**」としてその他の区域との境界がわかるようにしましょう。
 - ・区域を出入りする**車・人・物**は、**消毒を徹底**しましょう。
 - ・区域に**立ち入った人**を記録し、**保存**しましょう。
- ◇畜舎にある給餌・給水の設備や飼料の保管場所に**ねずみや野鳥などの野生動物の排せつ物**が入らないようにしましょう。
- ◇定期的に畜舎と道具の清掃・消毒をしましょう。
- ◇**毎日家畜の健康状態を観察**し、「**特定症状**」を見つけたら**すぐに最寄りの家畜保健衛生所へ通報**しましょう。

【家畜保健衛生所への通報が必要な口蹄疫の「**特定症状**」の例】



舌の潰瘍



舌の水ほう)



泡沫性流ぜん

39. 0度以上の発熱、流ぜん、口やひづめに水ほうやびらん
などがあれば、家畜保健衛生所へ通報する義務があります。

「飼養衛生管理基準」について(農林水産省HP)

http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/